

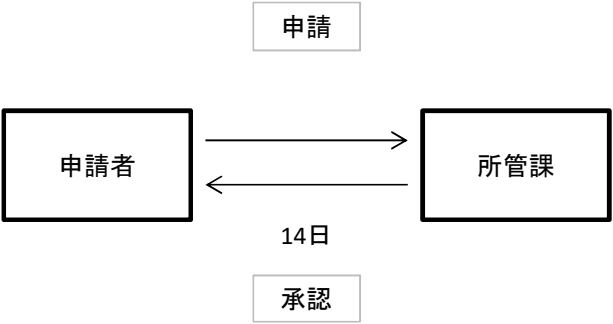
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 27

処 分 名	決算報告書の承認		
処 分 の 概 要	決算報告書を承認する。		
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）		
条 項	第49条		
所 管 課	都市デザイン課		
経由機関での処理期間		なし	
所管課での処理期間		14日	
標 準 処 理 期 間		計	14日
審 査 基 準			
未設定			
【根拠法令等】 土地区画整理法 （決算報告） 第四十九条 清算人は、清算事務が終った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。			

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。